

社内資格取得支援事業 Q&A (0626 更新 Q17 以降を追記)

Q1.この事業の目的は？

A1.要綱にも記載しておりますが、企業における事業活動の継続性向上ならびに人的資本への投資を促進することで企業価値を高めてもらうこととしています。

従業員の方が資格を取ることでレベルアップし企業にとって価値が高まることから、経営者の皆様にはこうした従業員の方の給与や手当増加にもつなげていただければ幸いです。

Q2.対象となる人は？役員は対象とならないのか。

A2.本事業で対象となる人は、常時使用する従業員(労働基準法第 20 条の規程に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」)です。具体的には下記四角内の 4 項目に『いずれも該当しない』人が対象となります。

- ・日々雇い入れられる者(1ヶ月を超えて継続して雇用した場合を除く)
- ・2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く)
- ・季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者
(所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く)
- ・試用期間中の者(14日を超えて雇用した場合を除く)

以上のことから、法人役員や個人事業の代表者、専従者は対象となりません。

Q3.助成上限はどうなるのか？

A3.1 社 10 万円が上限となります。また 10 万円に満たない場合は、その額を助成上限とします。

Q4.複数回申請しても良いのか、複数資格を申請しても良いのか

A4.1 社 10 万円の上限までは複数回申請することは差し支えございません。ただし、予算上限に到達した場合はお受けできない場合がありますので、お早めにご申請ください。

また、複数資格や社員複数名の受験を積み上げて助成上限である 10 万円の申請を行うことも可能です。こちらも予算上限に到達した場合はお受けできない場合がありますので、お早めにご申請ください。

—申請パターン例—

- ・1つの資格を複数人受験することで申請する。
例:日商簿記3級を5人受験する等
- ・1つの資格を受験するのは1名であるが、複数の別な資格受験者を積み上げて申請する。
例:日商簿記3級を1名、ファイナンシャルプランニング技能士2級を1名受験という形で申請額を積み上げる。
- ・複数の資格を複数名受験するものを積み上げて申請する。

Q5.助成金は必ず満額もらえるのか？

A5.申請者数や申請内容、予算上限等の兼ね合いにより交付決定や交付金額を調整する場合がございますのでご了承ください。

Q6.申請方法は？

A6.4月24日(月)午前9時から受付を開始いたします。三条商工会議所ホームページに掲載している申込様式をダウンロードいただき、ご記入の上、ご提出ください。

<https://www.sanjo-cci.or.jp/2023/04/10/9418/>

Q7.申請内容は予定でいいのか？

A7.受験予定のものを記載いただく形で構いません。交付決定以後、受験を取りやめた場合は変更申請あるいは中止申請が必要となりますのでご注意ください。申請に際しては当所で定める様式の他に試験内容・受験料がわかる書類も添付ください。

Q8.運転免許は対象となるの？

A8.対象となりますが一部対象外(第一種の普通・原付・二輪免許)のものもあります。**助成対象外**である運転免許は、下記四角内のものです。

—助成対象外となる運転免許—

- ・第一種普通自動車運転免許(AT限定含む)
- ・原動機付自転車免許
- ・普通自動二輪免許(小型限定)、AT限定普通自動二輪免許(小型限定)
- ・普通二輪免許、AT限定普通二輪免許
- ・大型二輪免許、AT限定大型二輪免許

以上により、準中型運転免許や中型運転免許などは対象となります。その場合、修了検定や卒業検定といった**試験料部分のみの助成**となりますのでご注意ください。

Q9.試験ではなく受講修了によって資格等が得られるものは対象となるのか？

A9.講座内部に試験や検定といった要素が含まれていれば助成対象として受付いたします。純粋な受講だけで完結する資格は、助成対象外とします。

助成対象外交付決定や金額についてはA3に記載のとおり、調整を行う場合がありますのでご了承ください。

Q10.講習と試験、検定が一体になっており、受験料がわからないものがある場合はどうなるのか？

A10.講習と試験が一体になっており、受験料が明確に区分できないものに関しては、一律で助成上限を1名1万円(税込)と設定しております。

Q11.運転免許の修了検定や卒業検定は、他の資格試験のようにいつ受けられるか確定しないがどのように申請したらよいか？

A11.見込まれる受検時期を様式資支別紙-1 に記載ください。

Q12.一次試験、二次試験がある場合の助成対象はどうなるか。

A12.一次試験、二次試験それぞれ対象とすることが可能です。交付決定後、二次試験を受けられない場合は変更申請あるいは中止申請が必要となりますので、ご注意ください。

Q13.上期、下期があるもので、下期の方の情報がまだ公開されていない。下期の分を申請したいが可能か。

A13.前年度の講座で時期や金額等がわかる資料があれば申請可能です。交付決定後、申請した試験を受けない場合は変更申請あるいは中止申請が必要となりますので、ご注意ください。

Q14.募集開始は？いつまで受け付けるのか？

A14.4月24日(月)午前9時より受付開始いたします。予算上限に到達次第、受付を締め切りますので、助成を検討されている場合はお早めにご申請ください。

Q15.募集開始日より早く申請して良いのか。

A15.上記の4月24日(月)午前9時以前の申請は、無効となります。受け付けられませんので、ご注意ください。

Q16.講習のためのテキスト代は対象になるのか。

A16.テキスト代は対象となりませんので、申請時はテキスト代を除いた金額でご申請ください。含まれていると書類のご修正をお願いする形となります。

Q17.助成金交付を受けたあと、どのようにして助成金を受け取ったら良いか

A17.要綱に記載のとおり、下記書類をご用意の上、会議所にご提出ください。

①受験した受験票のコピー(受験票がない場合は受験したことを証明できるもののコピー)

②社員資格取得支援事業 助成金振込先口座記入書…様式 資支-2

③受験した資格試験の領収書の写し(受験者名、受験料が分かり、支出した日付が明記されていること 原本ではなくコピーしたものを提出。)

④2023年度 社員資格取得支援事業助成金(概算・精算)払請求書…様式資支-5

注:上記③については交付申請時点提出している場合は再提出不要です。

書類不備が無くなったことを確認のうえ、提出月の翌月20日に助成金をお支払いいたします。

なお、要綱の初版では様式資支-5についての記載が漏れておりました。お手数をおかけした皆様、大変申し訳ございませんでした。

Q18.一度交付決定を受けたが、追加で別な資格の交付申請を受けたい場合はどうしたらいいのか。

A18.再度、要綱に記載した

<4. 助成金交付申請に必要な書類>

- ①社員資格取得支援事業 助成金交付申請書(事業所が作成)…様式資支-1
- ②2023年度社員資格取得支援事業 助成対象試験受験計画書兼同意書…様式資支別紙-1
- ③試験料金の分かる要綱またはHP等の抜粋資料

をご提出ください。申請時点の予算残額や既に交付決定した金額により交付決定が出来ない場合がありますので、ご申請を予定されている場合は早期にご提出ください。また、既に10万円の交付決定を受けている場合は、追加申請できませんのでご注意ください。

Q19.一度交付決定を受けた内容について、増額変更したい。

A19.増額変更申請はできませんので、一度取りやめていただき、再度その分だけ別途交付申請いただく必要があります。詳細な手順は事務局までお問い合わせください。

Q20.変更申請はどの範囲まで提出する必要があるか。

A20.変更申請の定義は下記のとおりです。ご不明な点は事務局宛てお問い合わせください。

・一部変更

- ①複数の資格試験の交付決定を受け、そのうち一部を受験取りやめする場合。
- ②複数の資格試験の交付決定を受け、そのうち一部の試験を受験者が減少した結果、交付決定額が減少となる場合。

・全部変更

- ①単一の資格試験の交付決定を受け、受験する資格試験そのものを変更し、なおかつ当初交付決定した助成金額以下に収まる場合。

※増額変更の場合はQ19により対応が必要となりますので必ずお問い合わせください。

- ②複数の資格試験の交付決定を受け、交付決定を受けた資格試験全ての受験内容を変える場合。

・変更申請が提出不要の場合

①受験日の変更

- ②受験者の変更…ただし、助成金概算・精算払請求時の添付資料で受験した方が要綱における対象となる従業員でない(法人役員や個人事業の代表者、専従者)ことが確認できた場合は、その分について交付決定いたしません。

※なお、受験者がいなくなったことにより予定した受験内容を取りやめる場合は一部変更ないし全部変更該当しますのでご注意ください。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

また変更申請を行う場合、書類が不足した場合は別紙添付することも可能です。

Q21.中止申請を行う場合はどういう場合か

A21.下記に該当する場合、中止申請となります。

①単一の資格試験の交付決定を受け、受験を取りやめる場合。

②複数の資格試験の交付決定を受け、その全ての受験を取りやめる場合

※複数の試験について交付決定を受け、その一部を止める場合は原則として変更申請となります。

Q22.様式資支別紙—1の金額欄の書き方がわからない。

A22.基本的には下記のように記載ください。

①純粋な受験料がわかる場合→受験料金のみ記載ください。

※講習料金と受験料金が明記されている場合も同様に記載ください。

②講習と受験料が一体化されているため、受験料が明確に分からない場合→支払総額を記載ください。

※上記いずれの場合でもテキスト代が含まれている場合は、テキスト代は除いた金額を記載してください。

上記①の場合は、様式資支—1の助成対象経費額ならびに助成金申請金額は受験料金のみの記載となります。

上記②の場合は、様式資支—1の助成対象経費額は支払総額。助成金申請額は1名1万円上限となりますので、1万円×人数です。

Q23.助成金の交付申請額の計算方法が知りたい

A23.下記にて例示しますので、ご参考にしてください。金額は全て1名あたりの金額です。

資格試験 A:受験料 8,000 円(2 名受験)、資格試験 B:受験料 6,000 円(3 名受験)、講習と受験が一体化した資格試験 C:総支払金額 30,000 円(2 名)の交付申請を受ける場合(いずれもテキスト代は除いた後)

計算式:8,000 円×2 名+6,000 円×3 名+10,000 円×2 名(一体化のため1名1万円上限)=54,000 円が助成金交付申請額となります。

※この場合、助成対象経費としては、8,000 円×2 名+6,000 円×3 名+30,000 円×2 名=94,000 円と記載ください。